

就学援助費について

加賀市教育委員会

1 制度について

この制度は、経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、学校に係る経費の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を目的としています。

2 対象者

この制度の対象となるのは、次のいずれかに該当する方(世帯の方)です。

- ・生活保護が停止または廃止となった
- ・収入のある方全員の市町村民税が非課税又は減免を受けている
(添付書類:減免対象者は税額変更通知書のコピー)
- ・国民年金及び国民健康保険の保険料減免を受けている。
(添付書類:減免を現在受けていることが分かる書類。国民健康保険は子ども減免を除く)
- ・個人事業税の減免を受けている(添付書類:証明できる書類)
- ・児童扶養手当を受給している(添付書類:児童扶養手当証書のコピー)
- ・固定資産税の減免を受けている(添付書類:証明できる書類)
- ・生活福祉資金等による貸し付けを受けている(添付書類:証明できる書類)
- ・上記要件に該当しないが、経済的に就学が困難な状況で、その世帯の所得合計が生活保護基準の1.3倍以下である。
- ・家庭の事情により、世帯の所得が急変した(添付書類:所得が急変したことが分かる書類)
- ・生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている方
(日本スポーツ振興センター共済掛金及び中学校(義務教育学校後期課程)の修学旅行費のみとなります)

3 援助の内容

- ・学用品費等…一部が援助されます。
- ・学校給食費…現物支給(学校長へ委任することにより保護者の負担なし)となります。
※援助の目的以外に使用することはできません

4 申請方法と提出書類

- ・「就学援助費受給申請書」に記入押印し、**学校へ提出**してください。
- ・口座名義(カタカナ)と口座番号が記載されている通帳ページのコピーを提出してください。
ただし、令和6年就学援助費を受給されており、振込口座に変更がない場合は、通帳コピーは不要です。
- ・申請書の申請理由①から⑦に添付する証明書類は必ず提出してください。
- ・申請書の申請理由⑦の方で住宅の形態が2(借家・借間)、3(アパート)の方は、賃貸借契約書のコピーを提出してください。

※提出書類に不足がある場合や、他の証明書類が必要な場合は、改めてご連絡いたします。

(裏面へつづく)

5 支給時期・方法

- ・支給時期は、学期毎(7月18日、12月19日、翌年3月10日)年3回の予定です。
- ・申請者(保護者)が申し出た金融機関口座に振り込みます。
- ・支給決定後、学校に納付する学用品費等に未納がある場合、就学援助費の請求、受領及び返納等に関する一切の権限を児童生徒が在籍する学校長へ委任されるため、就学援助費は学校へ振込みます。

【ご注意ください】

- ・児童生徒2人以上の申請の場合、申請書は1枚だけ記入し、提出してください。
小学校(義務教育学校前期課程)と中学校(義務教育学校後期課程)両方に児童生徒がいる場合でも、申請書は1枚だけ記入し、小学校(義務教育学校前期課程)へ提出してください。
- ・家族状況記入欄については、加賀市に住民登録の有無にかかわらず、生計を同じくしている方全員について記入し、同意欄も記入押印してください。(住民登録同一世帯員全員、同一住所で住民登録別世帯でも、その家族の状況等を申請書に記入してください)。
- ・所得の申告をしていない方は支給の対象となりません。
- ・年度途中で援助が必要となった場合は、学校または教育委員会教育庶務課までご相談ください。
- ・年度途中で世帯の状況に変更(同居家族の増減、婚姻、提出した証明書類の理由消滅等)があった場合は、必ず学校または教育委員会教育庶務課までご連絡ください。
- ・令和6年1月2日以降に加賀市外から転入された方や加賀市に住民登録がない方は、令和6年度所得(課税)証明書(所得と控除額が分かるもの)を必ず提出してください。ただし、転入された方のうち、令和6年8月以降に加賀市で就学援助が認定となっている方については添付不要です。
- ・令和6年度中に、新1年生対象の「新入学児童生徒学用品費準備費」を申請された場合でも、再度申請が必要です。
- ・入学前に「新入学児童生徒学用品費準備費」を受給した場合、入学後に同じ児童生徒に対して「新入学児童生徒学用品費」を受給することはできません。
- ・鉛筆やフリクション等消すことができるペンで記入しないでください。

6 提出期限

随時受付を行っています。

7 問い合わせ先

加賀市教育委員会事務局 教育庶務課(72-7975)

申請内容に虚偽や不正があった場合は、認定を取り消すことがあります。